

船舶事故調査報告書

平成25年2月14日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵 男（部会長）

委員 庄 司 邦 昭

委員 根 本 美 奈

事故種類	衝突（防波堤）
発生日時	平成23年10月22日（土） 05時10分ごろ
発生場所	青森県むつ市 ^{はまおくない} 浜奥内漁港外北防波堤 むつ市所在の浜奥内港第1西防波堤灯台から真方位352° 170m付近 （概位 北緯41° 12.2′ 東経141° 15.4′）
事故調査の経過	平成23年10月24日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）ほか2人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	遊漁船 第七 ^{こうせい} 幸星丸、4.6トン 212-11750青森、個人所有 11.40m (Lr) × 3.03m × 0.93m、FRP ディーゼル機関、169kW、平成12年10月6日
乗組員等に関する情報	船長 男性 63歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士 免許登録日 昭和50年1月16日 免許証交付日 平成21年11月11日 （平成27年3月14日まで有効）
死傷者等	重傷 1人（釣り客A） 軽傷 2人（釣り客B及び釣り客C）
損傷	本船 右舷船首部外板圧壊 防波堤 なし
事故の経過	本船は、船長A、甲板員A及び甲板員Bが乗り組み、釣り客A、釣り客B、釣り客C及び釣り客Dを乗せ、船首約0.40m、船尾約1.30mの喫水をもって、霧で視界が制限された状況下、平成23年10月22日05時05分頃、浜奥内漁港の係留地を離岸した。 船長は、釣り客D、甲板員A及び甲板員Bを前部甲板に、釣り客A、釣り客B及び釣り客Cを船尾甲板にそれぞれ乗船させて操舵室左舷側上部に設置した作業灯を点灯し、第1西防波堤西端と同西端北北西方約130mに位置する外北防波堤南南西端との間の防波堤入口に向かった。 船長は、操舵室前方の左舷側甲板に立ち、約2.5ノットの速力で

	<p>リモコンによる手動操舵で西北西進し、第1西防波堤西端付近の北北西に伸びる突堤先端に設置された灯柱の灯光を見て外北防波堤を既に通過したものと思い、外北防波堤南南西端に設置された灯柱の灯光が作業灯で見えなかったものの、漁場に向けて変針して北西進した。</p> <p>船長は、船首間近に外北防波堤を認めて機関を後進にかけたものの、05時10分ごろ本船は外北防波堤の南西部に衝突した。</p> <p>釣り客Aは、操舵室入口付近に立っていたところ、衝撃で船首方に動き、顔が操舵室入口左側に当たり、釣り客Bは、操舵室後方の船尾でしゃがんだ姿勢でいたところ、操舵室付近まで移動し、釣り客Cは、クーラーボックスに腰を掛けた姿勢でいたところ、操舵室左舷側まで移動し、それぞれ負傷した。</p> <p>船長は、衝突直前に操舵室につかまり、甲板員A、甲板員B及び釣り客Dは、前部甲板に座っており、無事だった。</p> <p>本船は、外北防波堤から離れ、船長が船尾に居た釣り客の様子を確認して係留地に戻り、負傷した釣り客Aは救急車により、釣り客B及び釣り客Cはそれぞれ自家用車で病院に向かった。</p> <p>釣り客Aは左肋骨骨折、左頬挫創、左鎖骨挫創及び右下腿挫創、釣り客Bは外傷性頸部症候群、右親指捻挫傷、左中指捻挫及び釣り客Cは左大腿打撲、左上腕打撲と診断された。</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 霧雨、風向 東、風力 2、視界 不良 海象：潮汐 低潮時 日出時刻：05時53分ごろ</p> <p>むつ市には、10月20日23時36分濃霧注意報が発表され、本事故当時、継続中であった。</p>
<p>その他の事項</p>	<p>第1西防波堤西端付近の突堤先端に設置された灯柱の灯質は、赤光、4秒に1閃光、光達距離は4.0km、外北防波堤南南西端に設置された灯柱の灯質は、緑光、4秒に1閃光、光達距離は不明であった。</p> <p>第1西防波堤先端に設置された浜奥内港第1西防波堤灯台の灯質は、単閃赤光、毎3秒に1閃光、光達距離は4海里であった。</p> <p>船長は、浜奥内港第1西防波堤灯台の灯光を見ていた。</p> <p>船長は、前日、船首のローラーの修理作業を行い、操舵室左舷側上部の作業灯を点灯したが、作業終了時にメインスイッチを切っただけであり、同作業灯を消し忘れてスイッチを入れていた。</p> <p>船長は、点灯した操舵室左舷側上部の作業灯が明るくて前方が見えなかった。</p> <p>本船は、操舵室後部の作業灯及び通路灯も点灯していた。</p> <p>本事故当時には、係留岸壁付近は車のライトや家の灯りにより明るかった。</p> <p>GPSプロッター画面の航跡によれば、本船は、通常、外北防波堤</p>

	<p>南南西端に接近して漁場に向かっていた。</p> <p>本船はレーダーがなかった。</p> <p>前部甲板には、甲板員A、甲板員B及び釣り客Dの前にほたて養殖施設の漁具が積まれていた。</p> <p>本船は、ほたて養殖施設の漁場で揚縄作業を行う際に魚が集まり、釣り客が遊漁を行っていた。</p> <p>乗組員及び釣り客は、全員救命胴衣を着用していた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、浜奥内漁港において作業灯を点灯して出航中、船長が、第1西防波堤西端付近の突堤先端の灯光を見て外北防波堤を既に通過したのと思い、漁場に向けて変針して北西進したことから、外北防波堤に衝突したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、夜間、本船が、浜奥内漁港において作業灯を点灯して出航中、船長が、第1西防波堤西端付近の突堤先端の灯光を見て外北防波堤を既に通過したのと思い、漁場に向けて変針して北西進したため、外北防波堤に衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・見張りの妨げになる灯火を点灯して航行しないこと。 ・霧で視界が制限された状況下に防波堤入口を出航する際、通過する防波堤を慎重に確認すること。